

白岡市から転出される方へ

新しい住所地に住み始めてから14日以内に次のものを添えて転入届をしてください。

①転出証明書 ②マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（お持ちの方） ③届出人の本人確認ができる運転免許証等

（正当な理由がなく、14日以内に転入届を行わない場合は、50,000円以下の過料に処せられることがあります。）

	担当課	白岡市での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録をしている方	市民課	転出（予定）日をもって登録が廃止されます。印鑑登録証（カード）は返却または適切に廃棄してください。 *転出（予定）日の前日までに印鑑登録証明書が必要な場合は、印鑑登録証（カード）をお持ちのうえ、窓口までお越しください（コンビニでは発行できなくなります）。	新たに印鑑登録の手続きが必要です。 詳しくは、新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。
マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方		マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方は、原則として転出証明書が交付されません。カードが転出証明書の代わりになります。	カードを添えて異動日から14日以内に転入届及び継続利用の手続きをしてください。 *暗証番号が必要になります。詳しくは、新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。
国民健康保険に加入している方	保険年金課	『国民健康保険被保険者証』をお返しく下さい。	新たに加入手続きをしてください。
国民年金に加入している方		住民異動届出書を提出してください。 *国外に転出する方は、基礎年金番号確認書類をお持ちのうえ、資格喪失又は任意加入の届出をしてください。	基礎年金番号確認書類を添えて住民異動の手続きをしてください。
後期高齢者医療に加入している方		『後期高齢者医療被保険者証』をお返しく下さい。 なお、転出する方は、医療費の負担割合を証明する負担区分等証明書の交付を受けてください。	後期高齢者医療負担区分等証明書をお持ちのうえ、新たに手続きをしてください。
介護保険の被保険者証をお持ちの方	高齢介護課	住民異動届出書を提出してください。 『介護保険被保険者証』をお返しく下さい。	新たに介護保険の被保険者証の交付を受けてください。
要介護（要支援）認定を受けている方		住民異動届出書を提出してください。	新たに要介護（要支援）認定の手続きをしてください。 『介護保険被保険者証』を提出してください。
児童手当を受給している方	子ども保育課 (はびす しらおか)	児童手当連絡票の交付を受けてください。	新たに認定の手続きをしてください。
子ども医療費を受給している方		『子ども医療費受給資格証』をお返しく下さい。 子ども医療費受給資格内容等変更(消滅)届を提出してください。	市区町村により制度が異なりますので、新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。
児童扶養手当を受給している方		児童扶養手当転出届を提出してください。	児童扶養手当証書をお持ちのうえ、新たに申請をしてください。
特別児童扶養手当を受給している方		特別児童扶養手当転出届を提出してください。	特別児童扶養手当証書をお持ちのうえ、新たに申請をしてください。
ひとり親家庭等医療を受給している方		『ひとり親家庭等医療費受給者証』をお返しく下さい。 ひとり親家庭等医療費消滅届を提出してください。	新たに申請をしてください。
保育所、幼稚園、認可外保育所等の支給認定を受けている方		『支給認定証』をお返しく下さい。	新たに認定の手続きをしてください。 新住所地にて保育所等利用希望の方は、新住所地で申請が必要となります。詳しくは、新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。
重度心身障害者医療を受けている方	福祉課	『重度心身障害者医療費受給者証』をお返しく下さい。	市区町村により制度が異なりますので、新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		県外に転出する方は、転出の届出をしてください（県内に転出する方は新住所地の市町村役場での居住地変更手続きを行ってください。）。	新住所地の市区町村役場で居住地変更の手続きをしてください。
自立支援給付・自立支援医療の支給を受けている方		『障害福祉サービス受給者証』『自立支援医療受給者証』をお返しく下さい。	新たに支給申請の手続きをしてください。
妊婦健診の助成券をお持ちの方			新住所地にて妊婦健康診査助成券の差し替えを行ってください。
未接種の定期予防接種がある乳幼児・小学校に通う児童がいる方			新住所地にて予防接種予診票の差し替えを行ってください。
原動機付自転車（125cc以下）等をお持ちの方	税務課	ナンバープレート、本人確認書類、標識交付証明書をお持ちになり、廃車届をしてください。	廃車届済証（廃車証明書）を添えて新しいナンバーの交付申請をしてください。
小・中学校に在学している児童・生徒がいる方	教育指導課	住民異動届出書を提出してください。学校から『在学証明書・教科用図書給与証明書』を受け取ってください。	在学証明書・教科用図書給与証明書を添えて転校先の学校で手続きをしてください。
水道を使用されていた方	経営課 ☎ 92-1304	水道の使用休止手続きのお済でない方は、経営課までお問い合わせください。	新住所地の水道課（局）にて使用開始の手続きをしてください。

◆『転出証明書』に記載してある新住所等が変更になった場合でも、『転出証明書』を提出してください。

◆転出を取りやめた場合は、速やかに『転出証明書』をお持ちになり、転出取り消しの手続きをしてください。

白岡市役所 ☎0480-92-1111（代表）

令和5年6月現在

《転出される皆様へ》

白岡市選挙管理委員会からのお知らせ

この度、転出される皆様へ選挙についてのお知らせをいたします。

白岡市の選挙人名簿に登録されている方は、転出の日から4か月を経過するまでの間は、引き続き白岡市の選挙人名簿に登録されています。

この間に選挙が行われる場合、投票の方法は、次のとおりとなります。

転出日から4か月を経過するまでの間に選挙が行われる場合

【衆議院議員選挙・参議院議員選挙】

- ◎新住所地の選挙人名簿に登録された場合^{*1}…新住所地で投票
- ◎新住所地の選挙人名簿にまだ登録されていない場合…白岡市で投票

【埼玉県知事選挙・埼玉県議会議員選挙】

- ◎埼玉県外に転出した場合
埼玉県知事選挙及び埼玉県議会議員選挙については、投票できません。
- ◎埼玉県内の他市町村に転出した場合
 - 新住所地の選挙人名簿に登録された場合^{*1}…新住所地で投票
 - 新住所地の選挙人名簿にまだ登録されていない場合^{*2}…白岡市で投票

【白岡市長選挙・白岡市議会議員選挙】

- ◎白岡市外に転出した場合
白岡市長選挙及び白岡市議会議員選挙については、投票できません。

^{*1} 選挙の公示日（告示日）の前日の3か月前までに新住所地において転入届出をし、引き続き住所を有していれば、新住所地の選挙人名簿に登録されます。

^{*2} 白岡市の選挙人名簿に登録されていない方は投票できませんので、ご注意ください。
なお、白岡市で投票できる場合は、市町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」（又は「住民票の写し」）を持参または投票所で引き続き県内に住所を有することについての確認が必要となります。

☆詳細については、白岡市選挙管理委員会又は新住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください☆

白岡市選挙管理委員会

〒349-0292

埼玉県白岡市千駄野 432 番地

TEL0480(92)1111



みんなで参加、
大切な一票